

2023年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

議事要旨

【開催概要】

日時：2023年10月12日（木）18：00～19：55

会場：市庁舎 会議室3-1

【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
 - (1) 広報物（案）について（資料1～9）
 - (2) 周知・啓発活動（案）について（資料10～12）
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 資料1 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた広報物について
- 資料2 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」広報物（案）への意見一覧
- 資料3 広報物ヒアリング（子ども）の実施結果について
- 資料4 広報物ヒアリング（現場）の実施結果について
- 資料5 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）
【小学生向け】
- 資料6 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）
【中高生向け】
- 資料7 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）
【大人向け】

- 資料 8 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」副読本 (案)
- 資料 9 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」ガイドブック (案)
- 資料 1 0 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の周知・啓発活動について
- 資料 1 1 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」に係る審議状況報告会の
実施結果について
- 資料 1 2 ミニ講座「考えてみよう！子どもの権利」資料

2023年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	出
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（0名）

2023年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏名	所属
大坪 直之	子ども総務課
菊地 仁幸	児童青少年課
堀 秀彰	子ども家庭支援センター
横山 法子	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、深井 健央、尾島 早紀、高橋 奈緒

【議事内容】

1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2023年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議の運営支援として、株式会社創建が参加いたします。議事要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。本日の会議の進行でございますが、2時間程度を目安に進行していきたいと思います。

2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開についてですが、本日は傍聴希望の方はおりません。

それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

■資料の確認

[資料1～12の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いいたします。

3 議題

吉永部会長：皆さん、こんばんは。本日もよろしくお願いいたします。

(1) 広報物（案）について

吉永部会長：広報物（案）について、広報物ごとに分けて質問と質疑応答をしていきたいと思います。まずは全体とリーフレット（案）について、事務局から説明をお願いします。

[資料1～7の説明]

吉永部会長：皆さんからの意見を反映したところはどこでしょうか。

子ども総務課長：副読本のところで、詳しくご紹介いたします。

吉川委員：資料5の小学生向けリーフレットの4コマ漫画について、前回から内容変わっていることは確認しましたが、新しいものが何を伝えたいのかよくわからなかった
ので、教えていただけないでしょうか。

子ども総務課長：4コマ漫画は、4つの権利を具体的に絵と共にご紹介するとともに、オチの部分で自分だけでなく、他の人の権利も大事にしなければいけないということ
を表現しております。

吉川委員：どうしても道徳の教科書みたいな内容になってしまうことが、個人的には残念
に思います。今の構成だと、それぞれの権利の説明がある前に「わがままはダメ」
みたいものが先に来ているので、そこにすごく違和感があります。漫画を使うので
あれば、「生きる権利」であれば、親から殴られていたりする子やご飯を食べさせて
もらえない子が「親だからしょうがないのかな」と言ったら、カワセミレンジャー
が「そんなことはないよ」とか言ってくれたり、「育つ権利」であれば、「勉強、勉
強と親から言われているけど、勉強以外はいちゃいけないのかな」と言ったら、カ
ワセミレンジャーが「あなたには遊ぶ権利も休む権利もあるんだよ」と言ってくれ
たりするように、何か励まされるような内容にさせていただいた方が良いのではと思
いました。

寝ているのはそんなに人に迷惑が掛からないのではないかともし思いました。

子ども総務課長：教育的になってしまうきらいがありますが、検討したいと思います。

吉永部会長：このページで何を伝えようかなっていうのを先に考えて、それをテーマにし
た漫画にすればもっと伝わると思います。4コマ漫画の右のページで「子どもの権
利」の内容は出ているようなので、4コマ漫画のページで何を伝えたいのかという
のは、少し皆さんの方から出していただいても良いのではと思いました。

カワセミが市の鳥だという説明は、どこにあるのでしょうか。

子ども総務課長：副読本の2ページ目やガイドブックの2ページ目にあります。

吉川委員：カワセミレンジャーの上にある黒丸は何でしょうか。

吉永部会長：本日の後半にみんなで考える何かを入れるところです。

柴田委員：表紙について、文字数はすごく減ったと思いますが、小学生向けはフリガナが

ある分文字の密度が高く感じてしまい、文字が多いという受け取り方になってしまっていると思っています。また、中高生向けや大人向けとフォントの大きさが変わらないように見えてしまっているのも一因だと思います。小学生向けであれば、イラストをもう少し横に広げたり、小学校1年生の教科書のように単語ごとに言葉を区切るのを取り入れたりすると良いのではと思いました。

4コマ漫画については、私もちょっとわかりにくいと思いました。せっかくカワセミレンジャーがいるなら、侵害を受けている子どもたちのところにカワセミレンジャーが来て助けると良いのではと思います。2コマ目がすごくわかりにくく、「守られる権利」ならもう後ろから大人が抱きしめる絵にしたり、「参加する権利」ならもっと人数を増やしたりした方が良いのではと思いました。また、ただ花丸がついただけではちょっとわかりにくいと思いました。

小学生向けでは文字の色が一切変わっておらず、ちょっと見にくいように感じるので、3ページ目の「守られる権利」の「まこちゃんダイヤル」くらいは赤文字か青文字にして良いのではと思いました。

色を変える時には色盲の人の対応も考えてほしいという思いがあります。黒板でも黄色い字とかは見えない子がすごく多いので、色を重ねる際はその辺りの配慮が少しあれば、誰でも見やすいものになるのではないかと思います。

菅野委員：漫画について、私も全然何を伝えたいのかわかりませんでした。花丸がついているのは教育的であり、そういう正答を求めるものではないので、花丸はやめてほしいと強く思います。

先日の第3回子ども・子育て会議後に駒津委員がメールで送ってくれた、人権のわかりやすい説明のようなものが良いのではと思います。その意見が反映されることを期待していたので、何か違うなと思って気になりました。

叶内委員：4コマ漫画を見ていて思い出しましたが、テレビでレンジャーや戦隊ものが出てくる時に、たくさん登場してくると、「●●を守るレッド」「●●を守るイエロー」のように、決まりごとがあってストーリーに入っていきます。ここは盛り込みすぎなので、「子どもの人権」を守るカワセミレンジャーの紹介のような入口の方が右のページにつながっていく感じがしました。

渡邊委員：4コマ漫画については、皆さんと同じ意見です。「守られる権利」の子の髪型が途中で変わっているのが気になりました。

カワセミレンジャーについて、レンジャーであるのならば「守られる権利」なら盾のように、子どもが「はっ」となれるようなワンポイントアイテムがあると、せっかくのキャラクターがもう少し目立つのではと思いました。

吉永部会長：「守られる権利」が盾は良いですが、他の権利のアイテムは難しいですね。

柴田委員：中高生向けについて、見開きの右の上にいるカワセミ先生のところは、一見すると誰が守っていくことの解説なのか、主語がなくてわかりにくいので、「大人の人」のように、何か主語をつけた方がわかりやすいのではと思いました。

吉永部会長：高校に行っていない子がいるかもしれないので、「中学生から18歳未満向け」のような表現にしたら良いと思いますが、検討の余地はあるのでしょうか。

子ども総務課長：高校に行っていない人もいますので、考えてみたいとは思っています。

渡邊委員：中高生向けの「育つ権利」の絵について、先生の手が「子どもの権利」の文字をわざと隠しているように見えてしまうので、見えるようにした方が良いのではと思います。また、「育つ権利」の説明で、「自分らしく活動できる場所」の「場所」のフォントが太字になっておらず、これだけ細く見えるので、直した方が良いと思います。

吉永部会長：中高生向けの「参加する権利」について、「家のルールのように自分にかかわること」ありますが、これだと小さい世界になってしまうような気がします。よく行く「子どもセンターのルールのように」の方がまだ良いのではと思いました。

菅野委員：子どもはルール自体が与えられるものが多く、ルールに対して自分たちで意見を言うという経験がたぶんないと思います。家のルールも「こうなさい」と言われている子の方が多いので、「家のルールのように」と言われても「自分の家でも意見を言えない」と思ってしまうのではないかと思います。

吉永部会長：家のルールは、意見を言って良いものの例として挙げられているのだと思います。家のルールを例とすると、すごく小さい世界のことしか参加できない感じになってしまわないかが気になっています。もちろん小さいことから参加していったほうがいいですが、中学生以上にはまちづくりなどもっと大きなことに参加していったら良いなと思います。

堀越委員：これを読んだ時に、家のルールが自分で意見を出しているものの例だと私も思いました。家のルールは親に言われたことで、自分で意見とか言う感じではないので、この感じでいくと参加できてないのではと思ってしまいました。

福田委員：「家のルールのように」をなくした方が良いのではと思いました。

子ども総務課長：家のルールは小学生向けリーフレットの説明ではなく、あえて例と出した方がわかりにくいので、中高生向けリーフレットでもなくします。

渡邊委員：中学生向けの「守られる権利」にある「虐待・侵害」という言葉について、中学生で習う漢字なので、わからない子がいるのではないかと思います。

子ども総務課長：確認して、必要に応じてルビを振りたいと思います。

柴田委員：中高生向けの「守られる権利」について、カワセミレンジャーが言っている中で「暴力や虐待」は赤文字になっていますが、「差別・子どもの権利の侵害」が赤文字になっていない理由はあるのでしょうか。

子ども総務課長：意図があった訳ではないので、修正いたします。

柴田委員：大人向けについて、最後のページに子どもセンターなどの子どもの居場所のことが書かれていますが、これは小学校や中高生の方にも入れると良いのではと思います。大人が知っているのはもちろんですが、行くのは子どもたち自身だと思うので、子どもたちが自分で調べられるように入れてあげるのも良いのではと思いました。

子ども総務課長：最後のページの二次元バーコードは同じページにつながる予定ですが、大人向けの案内が一番詳しくなっていますので、工夫したいと思います。

吉永部会長：大人向けのカワセミレンジャーの言葉について、語尾はやはり今のようなものが良いでしょうか。

叶内委員：私も違和感があり、この説明を読んだときにカワセミレンジャーは何歳設定なのかを悩みました。大人が見るものなので、普通の言葉の方が良いのではと思いました。

子ども総務課長：固い雰囲気にならないように、敢えて今のような語尾にしていますが、ご意見を参考に再検討したいと思います。

松井委員：事業者の責務について、事業を営む上で「子どもの権利」のトラブルがあった時はどこで相談したら良いのでしょうか。労働のことは労働基準監督署に聞けば良いですが、企業が「子どもの権利」の侵害にならないように早期に発見して対処していく場合、今のままだとどうしたら良いのか困ってしまうと思います。

吉永部会長：権利擁護をする場所については、町田市だと今後できるかもしれませんが、当面はどこに電話したら良いのでしょうか。

吉川委員：弁護士または労働基準監督署に電話するものだと思いますが、書き方が難しいと思います。

子ども家庭支援センター長：アルバイト等18歳未満のお子さん自身が悩んでいる場合には、まこちゃんダイヤルにご相談いただければと思いますので、事業者からはご紹介（ご案内）いただければと思います。まこちゃんダイヤルの方にお電話いただいた場合、基本的には子どもの気持ちの緩和や苦しみを解くということを重視しています。一概に、どこかにつないだりするのではなく、子どもの気持ちがどこに着地したいのかを伺って、それに合ったアドバイスをしていくという形になるかと思えます。

松井委員：保護者の責務には、「子育てに悩んだりして助けが必要な時には、市に支援を求めましょう」とあり、最後のページを見れば子ども家庭支援センターの電話番号に電話すれば良いとなっておりますが、事業者の責務には、責務だけが書かれていて、悩んだ時の相談先がありません。事業者としても初めてのことでわからないことがあるので、質問や相談できるような機能があると、より事業者も責務を全うできるようになるのではないかと思います。現時点ではそのことは想定されていないと思いますが、解決に向けた相談ができる場があると非常に助かると思いますので、事業者の代表として発言させていただきました。

吉永部会長：すごく重要な視点だなと思います。実際に社会の中でそういったことが起きてきており、事業所で「子どもの権利」が侵害されるということがあります。大人の相談先は市にはあるのでしょうか。子ども家庭支援センターには相談できるのでしょうか。松井委員が言ってくださったように、マニュアル的なのはあった方が良くもしいないと思います。ブラックバイトの問題なども、大学生では結構あるので、ちょっと検討した方がいいかなと思いました。

吉川委員：松井委員の話を聞いて思いましたが、事業者の方々もこの条例によって意識が高まっていくと、やはり今みたいな困りごとが出てくるだろうと私もすごく思いました。そのため、相談・救済機関というものがやはり必要になってくるだろうなとすごく感じました。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センターはお子さんに関する総合相談窓口となっておりますので、例えば、事業者の方が未成年をアルバイトとして採用していて、若い子に対する接し方がわからないといったような悩みがある場合は子ども家

庭支援センターでアドバイスをさせていただけると思います。

子ども総務課長：現時点では、今言われたような事案の想定が多くある状態ではないので、事案の想定や、提供できるサービスやつなぎ方など様々なパターンをこれから考えていきたいと思います。事業者の方と話をする機会を今後持つ予定なので、そういうところも含めてご意見をいただきながら考えていきたいと思います。

菅野委員：先程出ていたカワセミレンジャーの言葉遣いについて、カワセミレンジャーは子どもの代弁者だと思っていたので、逆に、大人に対等に言っているみたいな感じが出てきて良いかなと思っています。最初読んだ時にはちょっと違和感がありましたが、よく考えたらこれで悪くないのではと思います。

吉永部会長：カワセミレンジャーが子どもたちの代弁者であるということが、リーフレットではなくても、どこかに入ると良いのではと思います。

堀越委員：大人向けについて、保護者の責務など白地に黒で書いてある文字が個人的にはすごく目がチカチカして、蛍光のラインマーカーが引かれている感じに見えてしまいます。もし他にもそういう人がいたら読みにくいかと思いますので、一応意見として出させていただきます。

吉永部会長：使用しているフォントは何でしょうか。

子ども総務課長：全体的にユニバーサルデザインのUDフォントを使用しておりますが、ご指摘があったところは、その中でも見出しで使用するようなゴシック系のフォントを使っているため、他のフォントに変えることを検討いたします。

吉永部会長：続いて、副読本（案）について、事務局から説明をお願いします。

[資料8の説明]

吉永部会長：条例に使われている「子どもの権利」は代表的な4つの権利を一貫して取り上げている流れにどの資料もなっています。スペースがない場合は仕方ないと思いますが、「子どもの権利条約」を説明しているところには、「子どもの権利」がたくさんあるうちの4つの権利を取り上げて条例の中に入れていくという説明ができれば良いのではと思いました。

子ども総務課長：4つの権利は「子どもの権利条約」の権利をまとめたような解釈なので、本来どういうものなのかをどこかに記載できそうなら入れたいと思います。

吉川委員：副読本の23ページにある「カワセミ先生からの子どもたちへのメッセージ」

がすごく良いなと思いました。他はゆっくり読みたいと思います。

吉永部会長：一番後ろでもったいないなと思います。

子ども総務課長：ありがとうございます。原作者は菅野委員です。

菅野委員：副読本の7ページの上から2番目のイラストについて、大人のイメージで描かれているのだと思いますが、ちょっと若く見える感じがしてわかりにくいのではと思いました。このやり取り自体はすごく良いと思います。

吉川委員：副読本の11ページについて、「参加する権利」のカワセミレンジャーが言っているセリフで「子どもの話をよく聴いて」というところが太字になっていますが、中学生以上向けのリーフレットだとこの部分がありません。リーフレットへの意見になってしまいますが、副読本と同じ部分を赤字にした方が良いのではと思いました。また、「意見を尊重」も太字にした方が良いのではと思いました。

副読本の12ページのワークシートについて、「どの権利が大事だと感じましたか」という質問の意図を教えてください。

子ども総務課長：4つの権利を具体的に理解して、自分にとってどれが大事だと感じるかを聞くことで、子どもたちが権利についてどのように感じているのかを知るといったものです。

吉永部会長：資料4の小・中学校の教員へのヒアリングの実施結果を参考にして、ワークシートを本当に授業で使うというイメージを持つと、この質問もそんなに悪くはないと思います。普通に読んでみるとわかりにくいとは思いますが、授業で使うというイメージを持つと、違和感が少し減るかなと思いました。

吉川委員：私も流れはすごく良いと思いました。ただ、「どの権利が大事だと感じましたか」という質問だと「子どもの権利」に優劣があるように感じられ、誤解を生むのではないかと思いました。どの権利が大事というよりは、授業でどれか1つを自分で選んで書いてみるような形はありだと思います。

吉永部会長：「4つの権利の中から1つを選んで書いてみましょう」のようなものにして、選んだ理由を書いてもらうような感じが良さそうだと思います。

子ども総務課長：参考にさせていただきます。

吉永部会長：資料4の2ページ(4)意見に「大人にしてほしいこと」とありますが、副読本ではどこを指しているのでしょうか。

子ども総務課長：12ページの2つ目の四角「大人がしていること、『子どもの権利』を

守るためにもっとしてほしいこと」を指します。

渡邊委員：表紙について、副読本だと1番左の子ども、リーフレットだと中高生向けはリュックサックにヘルプマークがついていて、小学生向けと大人向けにはないことに何か意味はあるのでしょうか。

リーフレットの話に戻ってしまいますが、表紙の色が小学生向けと中高生向けが一緒なので、色を変えるとわかりやすいのではと思いました。また、高校生たちの服装の色が少し暗いのが気になりました。

副読本の吹き出しについて、口から出てないところが結構多くてバラバラなので、簡単に直せそうであれば、統一すると良いのではと思います。

子ども総務課長：ヘルプマークについて、小学生向けは委員の方からも意見を頂いていたところですが、小学生向けはヘルプマークの意味がわかりにくいところもあるため、ヘルプマークをつけておりません。子ども向けは、多様な子どもたちがいることを表すイラストとして、ヘルプマークをつけたり、車いすの子どももいたりしていますが、大人向けでは大人の中で子どもを見守るという構図をコンセプトにしているため、大人向けにもヘルプマークをつけておりません。

吹き出し等は、細かく見られるところは直していきたいと思います。

吉永部会長：最後に、ガイドブック（案）について、事務局から説明をお願いします。

[資料9の説明]

吉永部会長：先程の説明で小話とありましたが、それはどこに載っているのでしょうか。

ちょっとだけみんなで見ておきたいなと思いました。

子ども総務課長：先程の説明では小話といったのは、会話形式でもなく、コラムとも書かれていないものを指しています。

吉川委員：カワセミ先生の言葉遣いについて、砕けた口調になっていて、上からな感じに見えるのが気になりました。口調は統一した方が良いのではと思います。

子ども総務課長：確認いたします。

吉永部会長：他は大丈夫そうであれば、皆さんと一緒に確認するのはここまでにしたいと思います。各自見ていただいて、気になる部分がありましたら、期限までに事務局へお願いします。

■アイスブレイク

吉永部会長：今日は、広報物に出てきたカワセミレンジャーの上にある黒丸の部分に言葉を当てはめて、「●●●カワセミレンジャー」というようなキャッチフレーズを考えたいと思います。

〔アイスブレイクの実施〕

(2) 周知・啓発活動（案）について

吉永部会長：最後に、周知・啓発活動（案）について、事務局から説明をお願いします。

〔資料10～12の説明〕

吉永部会長：資料12のミニ講座について、最初の初歩的な講座はこれで良いと思います。皆さんそれぞれ現場があるので、具体的な事例について市の方と現場の方が意見交換できるようなタイプの研修、周知活動をこの後の段階として設定しても良いのではと思いました。議員の方からも「条例を作っただけでなく、その後どうするか」という質問があり、救済機関の話が出ましたし、条例の答申をした際に、市長も「これから横断的にやっていく」というようなことをお話されていきましたので、条例が横断的に推進されていくと良いと思います。

4 その他

吉永部会長：他に何かございますか。よろしければ、進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永部会長、ありがとうございました。皆様におかれましても、広報物につきまして多くのご意見をいただき、ありがとうございました。次回の会議は2024年1月11日（木）で、最後の検討部会となります。

条例の広報物への意見につきましては、明日メールでご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、2023年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。